

二、相关新信息

- 《鼓励发展类服务业指导目录》正在制定.. 7
- 《中国禁止出口限制出口技术目录》(修订稿)公开征求意见..... 7
- 2008 年将出台《物权法》适用等问题的司法解释..... 7
- 关于进出口价格瞒骗的法律管制..... 7

一、相关新法令、新政策

- 关于奥运期间剧毒化学品等危险物品的特别管制告知书

【发布单位】上海市公安局

【提 示】根据该告知书，上海市公安机关将在2008年北京奥运会期间对剧毒化学品、枪支弹药、放射性同位素等危险物品实施特别管制。以剧毒化学品为例，具体管制措施包括：

- 申请办理剧毒化学品《购买凭证》或《准购证》：2008年05月20日至05月24日（奥运火炬在上海传递期间；下同）、以及07月25日至08月22日，原则上，停止审核颁发剧毒化学品《购买凭证》或《准购证》（涉及国计民生，且经公安交警部门确认可颁发《剧毒化学品公路运输通行证》的除外）。
- 申请办理《剧毒化学品公路运输通行证》：2008年07月01日至08月22日，一律停止审批向奥运会各赛区城市（包括北京、上海、青岛、天津、秦皇岛、沈阳；另有香港为赛区城市，但其不受该告知书管辖）或途径赛区城市运输剧毒化学品；2008年05月20日至05月24日、以及07月01日至08月22日，需在上海市运输剧毒化学品的，必须经上海市公安局批准。
- 加强内部管理：24小时值班、加强巡查、及时报告、安全教育和培训、严格落实管理措施等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chem366.com/News/news_view.asp?id=1034190

二、関連する新情報

- 「発展奨励類サービス業指導目録」が制定段階にある..... 7
- 「中国の輸出禁止輸出制限技術目録」(改正案)がパブリックコメントを募集..... 7
- 2008年に公布予定の「物権法」適用に関する司法解释..... 7
- 輸出入価格偽装に対する法の管制について... 7

一、関連する新法令、新政策

- 五輪開催期間における劇毒化学品等の危険物品の特別管制に関する告知書

【発布機関】上海市公安局

【コメント】本告知書によると、上海市公安機関は2008年北京五輪開催期間中に劇毒化学品、銃器弾薬、放射性同位元素等の危険物品について、特別管制を実施する。劇毒化学品を例にとると、具体的な管制措置には次のものが含まれる。

- 劇毒化学品の「購入証」又は「購入許可証」の申請：2008年5月20日から5月24日まで（五輪聖火リレー上海通過期間、以下同じ）、及び7月25日から8月22日までの期間中は、原則として、劇毒化学品の「購入証」又は「購入許可証」交付審査を停止する。（国の経済や人民の生活にかかわり、しかも公安交通警察部門の確認を受け「劇毒化学品道路輸送通行証」が交付されたものについてはこの限りでない。）
- 「劇毒化学品道路輸送通行証」の申請：2008年7月1日から8月22日までの期間中は、五輪各試合開催都市（北京、上海、天津、秦皇岛、瀋陽を含む。この他香港も試合開催都市だが本告知書の管轄は受けない。）向け、又は試合開催都市を経由しての劇毒化学品の輸送許可審査を一律に停止する。2008年5月20日から5月24日まで、及び7月1日から8月22日までの期間中は、上海市で劇毒化学品を輸送する必要がある場合は、必ず上海市公安局の許可を受けなければならない。
- 内部管理の強化：24時間体制で、巡回検査を強化し、報告を遅滞なく行い、安全性についての教育と訓練を行い、管理措置を厳格に遂行する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.chem366.com/News/news_view.asp?id=1034190

● 关于要求各易制毒化学品经营、使用企业在奥运期间加强对高锰酸钾等 4 种重点化学品管理的通知

【发布单位】上海市公安局

【发布日期】2008-05-06

【提 示】根据该通知，上海市公安机关自 2008 年 05 月 06 日至 2008 年 09 月底期间，对高锰酸钾、硫酸、盐酸、丙酮四种易制毒化学品实施特别管制，具体管制措施包括：

- 申请办理购买备案证明时，提供供货企业具备生产、经营资质的证明材料；在申请报告中体现年使用量、当前库存量；供需双方事先确定购买意向，再至公安机关申请办理，严禁一次办理多张证明以作备用、最后只向其中一家进行采购的情况发生。
- 货物运抵目的地后的 3 个工作日内完成：将运输品种、数量、运抵时间报告给目的地县级公安机关，并且，将运输单位做好签注、以及收货单位做好签注的运输备案证明（复印件）送交原发证地的公安机关。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://eservices.jiading.gov.cn/jdportal2006/InfoDetail.aspx?InfoGuid=2d328034-b905-4260-b632-f74ca3de71c3&CategoryId=416>

● 容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品を取扱い、使用する企業に対し、五輪開催期間中に過マンガン酸カリウム等 4 品目の重点化学品の管理を強化するよう求めることについての通知

【発布機関】上海市公安局

【発布日】2008-05-06

【コメント】本通知によると、上海市公安機関は 2008 年 5 月 6 日から 2008 年 9 月末までの期間、容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品である過マンガン酸カリウム、硫酸、塩酸、アセトンの 4 品目について、特別な管制を実施するが、具体的な管制措置は次の通りである。

- 購入届出証明の手續を申請する場合、サプライヤーが生産・経営資格を具備する証明資料を提供する。申請報告書には年間使用量及び現在の在庫量を記入する。需給双方は事前に購入の意向を確認し、公安機関で手續を申請するとし、予備用として 1 回に幾つもの証明手續を行い、最終的にそのうちの 1 社だけから仕入を行うといった状況が発生してはならない。
- 貨物が目的地に到着してから 3 営業日以内に、輸送貨物の品目・数量・到着時間を目的地の県級公安機関に報告すると同時に、輸送企業と荷受企業が注意書きを行った輸送届出証明（写し）をもとの証書発行機関である公安機関に届出る。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://eservices.jiading.gov.cn/jdportal2006/InfoDetail.aspx?InfoGuid=2d328034-b905-4260-b632-f74ca3de71c3&CategoryId=416>

● 关于上海市对部分化学品实行管制的通告

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2008〕21 号

【发布日期】2008-05-18

【提 示】根据该通告，上海市自 2008 年 05 月 19 日至 10 月 20 日期间，对 125 种化学品实施特别管制，具体管制措施包括：

- 生产、销售、运输管制化学品的单位，应依法取得相应的生产、经营许可、运输资质。
- 销售管制化学品时，销售单位应查验购买化学品单位的名称、地址、联系方式和购买人员的身份证、住址、联系方式，严格执行凭身份证购买化学品制度。
- 销售单位应严格执行化学品销售登记制度，并将销售台账每月报送所在地公安消防部门、安监部门备案存档。

【法令全文】请点击以下网址查看：

● 上海市が一部の化学品について管制を実施することについての通知

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発〔2008〕21 号

【発布日】2008-05-18

【コメント】本通知によると、上海市自 2008 年 5 月 19 日から 10 月 20 日までの期間、125 品目の化学品について管制を実施するが、具体的には次の通りである。

- 管制対象の化学品を生産し、販売し、輸送する企業は、法に照らして、関係する生産・経営許可及び運輸資格を取得しなければならない。
- 管制対象の化学品を販売する場合、販売企業は化学品を購入する企業の名称、住所、連絡方法及び購入者の身分証明書、住所、連絡方法を確認し、身分証明書に基づく化学品購入制度を厳格に遂行しなければならない。
- 販売企業は、化学品販売登記制度を厳格に遂行し、かつまた販売台帳

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14518.html>

を毎月、所在地の公安消防部門及び安全監督部門に届出なければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14518.html>

- [关于加强奥运期间危险货物港口作业安全监管的通知](#)

【发布单位】上海市港口管理局
【发布日期】2008-05-13
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghaiport.gov.cn/onews.asp?id=15592>

- [五輪開催期間中の危険貨物港湾作業の安全性の監督管理を強化することについての通知](#)

【発布機関】上海市港口管理局
【発布日】2008-05-13
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghaiport.gov.cn/onews.asp?id=15592>

- [关于加强 2008 年高温季节船载危险货物运输安全与船舶防污染管理的通知](#)

【发布单位】上海海事局
【发布文号】沪海危防〔2008〕257 号
【发布日期】2008-05-20
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shmsa.gov.cn/UserFiles/File/20080520094741.doc>

- [2008 年高温季節船舶積載危険貨物運輸の安全性及び船舶汚染防止管理を強化することについての通知](#)

【発布機関】上海海事局
【発布番号】滬海危防〔2008〕257 号
【発布日】2008-05-20
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shmsa.gov.cn/UserFiles/File/20080520094741.doc>

- [北京市关于奥运期间对部分化学品实行管制的告知书](#)

【发布日期】2008-04-23
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.ccebbs.com/news/show.php?id=257>

- [五輪開催期間中に一部の化学品に管制を実施することについての北京市による告知書](#)

【発布日】2008-04-23
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.ccebbs.com/news/show.php?id=257>

- [关于车船税征管若干问题的通知](#)

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税发〔2008〕48 号
【发布日期】2008-05-08
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7865352.html>

- [車両船舶税の徴収管理の若干の問題についての通知](#)

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】国税発〔2008〕48 号
【発布日】2008-05-08
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7865352.html>

- [转发《关于印发〈企业所得税核定征收办法〉（试行）的通知》和本市实施意见的通知](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
【发布文号】沪国税所一〔2008〕145 号
【发布日期】2008-05-12
【实施日期】2008-01-01
【提示】根据该通知，自 2008 年 01 月 01 日起，实行核定征收企业所得税的

- [「『企業所得税査定納付弁法』\(試行\)を印刷配布することについての通知」及び上海市の実施意見を配布することについての通知](#)

【発布機関】上海市国家稅務局、上海市地方稅務局
【発布番号】滬国税所一〔2008〕145 号
【発布日】2008-05-12
【施行日】2008-01-01
【コメント】本通知によると、2008 年 1 月 1 日から、企業所得税を査定納付する納税者は、

納税人，暫按不低于《企业所得税核定征收办法》第八条规定的应税所得率的下限水平执行，按季申报预缴企业所得税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14609.html>

● 关于停止执行企业购买国产设备投资抵免企业所得税政策问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2008〕52号

【发布日期】2008-05-16

【实施日期】2008-01-01

【提示】自2008年01月01日起，企业购买国产设备投资抵免企业所得税的政策停止执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7893062.html>

● 海关总署公告2008年第34号

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告2008年第34号

【发布日期】2008-05-16

【提示】根据财税〔2008〕10号和海关总署公告2008年第21号，部分进入海关特殊监管区域的产品免缴出口关税、或可按增值税法定征税率获得退税。该公告对该类产品的免/退税审批、报关等事宜进行了规定。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

海关总署公告2008年第34号

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/3889/c531ba5b.htm>

海关总署公告2008年第21号

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/3889/deabec1d.htm>

财税〔2008〕10号

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7644156.html>

● 关于审理船舶碰撞纠纷案件若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2008〕7号

【发布日期】2008-05-19

【实施日期】2008-05-23

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/brows er/contentpro.jsp?contentid=co3232497345>

「企業所得税查定納付弁法」第八条に定められた課税所得率の最低限度額を下回らない基準をひとまず遵守し、四半期ごとに企業所得税を申告し、事前納付する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai14609.html>

● 企業の国産設備購入のための出資金につき企業所得税納税を控除する政策を停止することについての通知

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】国税発〔2008〕52号

【発布日】2008-05-16

【施行日】2008-01-01

【コメント】2008年1月1日から、企業の国産設備購入のための出資金につき企業所得税納税を控除する政策が停止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7893062.html>

● 税関総署公告2008年第34号

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告2008年第34号

【発布日】2008-05-16

【コメント】財税〔2008〕10号及び税関総署公告2008年第21号に基づき、税関特殊監督管理区域に入る一部の製品については、輸出関税を免除し、又は増値税法定課税率に基づき税金を還付することができる。本公告は、これら製品の税金免除及び還付の審査許可、通関等について規定を行っている。

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

税関総署公告2008年第34号

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/3889/c531ba5b.htm>

税関総署公告2008年第21号

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/3889/deabec1d.htm>

財税〔2008〕10号

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7644156.html>

● 船舶衝突紛争案件を審理するにあたっての若干の問題についての規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法积〔2008〕7号

【発布日】2008-05-19

【施行日】2008-05-23

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/brows er/contentpro.jsp?contentid=co3232497345>

● 关于个人向地震灾区捐赠有关个人所得税征管问题的通知

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税发〔2008〕55号

【发布日期】2008-05-21

【提 示】该通知就个人向“5.12”地震灾区捐赠涉及的个人所得税征管问题规定如下：

- 个人通过扣缴单位统一向灾区的捐赠，由扣缴单位凭政府机关或非营利组织开具的汇总捐赠凭据、扣缴单位记载的个人捐赠明细表等，由扣缴单位在代扣代缴税款时，依法据实扣除。
- 个人直接通过政府机关、非营利组织向灾区的捐赠，采取扣缴方式纳税的，捐赠人应及时向扣缴单位出示政府机关、非营利组织开具的捐赠凭据，由扣缴单位在代扣代缴税款时，依法据实扣除；个人自行申报纳税的，税务机关凭政府机关、非营利组织开具的接受捐赠凭据，依法据实扣除。
- 扣缴单位在向税务机关进行个人所得税全员全额扣缴申报时，应一并报送由政府机关或非营利组织开具的汇总接受捐赠凭据（复印件）、所在单位每个纳税人的捐赠总额和当期扣除的捐赠额。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7892462.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 個人が地震被災地に義援金を送る場合の個人所得税の徴収管理についての通知

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税発〔2008〕55号

【発布日】2008-05-21

【コメント】本通知は、個人が「5.12」地震被災地に義援金を送る場合の個人所得税の徴収管理について次のような規定を行っている。

- 個人が源泉徴収義務者である勤務先を通して一括して被災地に義援金を送る場合、政府機関又は非営利団体が発行した義援金集計証憑、源泉徴収義務者である勤務先が作成した個人義援金明細用紙等に基づき、源泉徴収義務者である勤務先が、税金の源泉徴収を行う際に、法に照らして事実に基づき控除する。
- 個人が、直接に政府機関又は非営利団体を通じて被災地に義援金を送る場合で、源泉徴収により納税している者については、義援金を送った個人が遅滞なく源泉徴収義務者である勤務先に対し、政府機関又は非営利団体の発行した義援金送付証憑を呈示し、その勤務先が源泉徴収を行う際に、事実に基づき控除を行う。個人で納税申告を行う者については、税務機関が政府機関又は非営利団体の発行した義援金受取証憑に基づき、法に照らして事実に基づき控除を行う。
- 源泉徴収義務者である勤務先が、税務機関で個人所得税の全員の金額について控除申請を行う場合、政府機関又は非営利団体が発行した義援金受取集計証憑（写し）、在職者である各納税者の義援金総額及び当期に控除する義援金額を一緒に届出なければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7892462.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- 《鼓励发展类服务业指导目录》正在制定

中国商务部官员透露，国家发展和改革委员会正在制订《鼓励发展类服务业指导目录》，现代物流、连锁经营、电子商务有望列入该目录。此外，该目录还将对外商的准入资格、投资比例、合营年限、合作形式、审批程序等将作出明确的规定。商务部也将落实新修订的《外商投资产业指导目录》，将在优化结构、提高质量的基础上扩大现代商贸服务业利用外资规模。

(摘自 2008 年 05 月 19 日物流中国网)

- 「発展奨励類サービス業指導目録」が制定段階にある

中国商務部の職員が明かした情報によれば、国家發展改革委員會は現在「發展奨励類サービス業指導目録」を制定中であり、現代物流、チェーンオペレーション、e ビジネスが当該目録に組み込まれるようだ。このほか、当該目録ではさらに外商の参入資格、投資比率、合併経営年数、審査許可手続等についての明確な規定が設けられる。商務部も新たに改正した「外商投資産業指導目録」を施行し、構造の最適化、品質の向上をベースにして現代ビジネスサービス業の外資利用規模を拡大する予定である。

(2008 年 5 月 19 日付の物流中国網ウェブサイトより抜粋)

- 《中国禁止出口限制出口技术目录》(修订稿) 公开征求意见

为完善技术出口管理，商务部拟对《中国禁止出口限制出口技术目录》进行修订，目前正在就《中国禁止出口限制出口技术目录》(修订稿) 公开征求意见(截止日期为 2008 年 05 月 30 日)。查看《中国禁止出口限制出口技术目录》(修订稿) 全文，请点击以下网址：

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200805/20080505543080.html>

(摘自 2008 年 05 月 20 日商务部网站)

- 「中国の輸出禁止輸出制限技術目録」(改正案)がパブリックコメントを募集

技術の輸出管理を整えるため、商務部は「中国の輸出禁止輸出制限技術目録」を改正し、現在パブリックコメントを募集している。(募集締切日は 2008 年 5 月 30 日)「中国の輸出禁止輸出制限技術目録」(改正案)の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200805/20080505543080.html>

(2008 年 5 月 20 日付の商務部ウェブサイトより抜粋)

- 2008 年将出台《物权法》适用等问题的司法解释

最高人民法院审判委员会日前审议通过了《2008 年度司法解释立项计划》。该计划内容包括《物权法》适用问题、消费者权益纠纷处理、保险纠纷处理、城市房屋行政征收等民事、行政类司法解释，洗钱犯罪、刑事附带民事诉讼、死刑案件证据的认定等刑事类司法解释。

(摘自 2008 年 05 月 23 日最高人民法院网站)

- 2008 年に公布予定の「物权法」適用に関する司法解释

最高人民法院審判委員會は、先頃「2008 年度司法解释立項計画」を可決した。当該計画には「物权法」適用問題、消費者權益紛争処理、保險紛争処理、土地家屋行政徵收等の民事、行政方面での司法解释、及び、資金洗淨犯罪、刑事が附帯する民事訴訟、死刑案件の証拠の認定といった刑事方面での司法解释が含まれる。

(2008 年 5 月 23 日付の最高人民法院ウェブサイトより抜粋)

- 关于进出口价格瞒骗的法律管制

背景案例

2007 年，深圳海关对一些重点行业展开了价格核查，经海关审价，最终：工控设备涉及的 12 家企业补税 316 万元；IC 行业涉及的 11 家企业补税 462 万元；CD 机芯涉及的 4 家企业补税 250 万元，其中多家为外商投资企业。

近期，深圳海关还宣布查获了中国加入世界贸易组织（即，WTO）以来最大的一起价格瞒骗案，

- 輸出入價格偽装に対する法の管制について

背景の事例

2007 年、深圳税関は一部の重点業種に対し価格調査を行い、税関の価格審査を経た結果、最終的に工業制御用装置にかかわる企業 12 社から 316 万元を追徴し、IC 業種にかかわる企業 11 社から 462 万元を追徴し、CD 装置にかかわる企業 4 社から 250 万元を徴収したが、そのうちの多くが外商投資企業であった。

先頃、深圳税関は中国が WTO に加盟して以来最

涉案企业通过低报价格大肆进口电子元器件，涉案案值近 5 亿元，偷逃国家税款 4000 余万元。

进出口价格瞒骗的定义和法律管制

对于“进出口价格瞒骗”，中国法律并没有给予直接的定义。按照世界海关组织的定义，进出口价格瞒骗是指，以少纳、不纳税款或偷逃外汇为目的，使用制造虚假事实或者隐瞒事实真相的方法，伪报、瞒报进出口货物的品名或真实成交价格，为谋取不当利益而非法占有或侵犯社会公共利益的欺诈行为。

尽管对“进出口价格瞒骗”没有给予直接定义，但是，根据《海关稽查条例》（国务院；自 1997 年 01 月 03 日起施行）、《进出口关税条例》（国务院；自 2004 年 01 月 01 日起施行）第四章“进出口货物关税的征收”的相关规定，以及《海关审定进出口货物完税价格办法》（海关总署；自 2006 年 04 月 01 日起施行）第六章“完税价格的审查确定”的相关规定，对于进出口货物：

1. 海关有权对纳税义务人申报价格的真实性、准确性进行核查：是指海关有权自进出口货物放行之日起 3 年内或者在保税货物、减免税进口货物的海关监管期限内，对纳税义务人的会计账簿、会计凭证、报关单证以及其他有关资料和有关进出口货物进行核查，监督纳税义务人进出口活动的真实性和合法性——包括对进出口申报价格的真实性、准确性进行核查；
2. 对于进出口申报价格存在疑问的，海关有权进行价格质疑，并要求纳税义务人举证证明；
3. 海关有权不接受纳税义务人申报的进出口价格，直接依据估计规则确定最终完税价格；
4. 进出口货物放行后，海关发现少征或者漏征税款的，有权向纳税义务人补征税款；如因纳税义务人违反规定造成少征或者漏征税款的，海关不仅可以追征税款，还可以加收滞纳金；
5. 对于进出口过程中发生的违法行为，海关有权给予相应的行政处罚（例如，罚款）；构成犯罪的（例如，走私罪），还将追究刑事责任。

进出口价格瞒骗的表现形式

根据中国海关的调研和总结，被海关重点监控的进出口价格瞒骗的具体表现形式包括：

1. 在保税区注册公司，委托外贸公司通关，然后回购，再以人民币价格销售给国内买主，其报关价格仅为境外采购价格，而不包含区内费用和利润；
2. 采取“卖方清关”方式进口，操纵价格；

大の価格偽装事件を捕らえたことを発表した、事件に関与した企業は価格を少なく申告して電子デバイスをほいままに輸入し、係争金額は 5 億元近くにのぼり、4000 万余元の国税を持ち逃げしたことになる。

輸出入価格偽装の定義及び法の管制

「輸出入価格の偽装」に対し、中国の法律では直接的な定義は行われていない。世界税関機構の定義によると、輸出入価格の偽装とは、税金を少なく納付したり、納付しなかったり、又は外貨を持ち逃げしたりすることを目的とし、虚偽の事実を捏造し、又は事実真相を隠し誤魔化すという方法にて、輸出入貨物の品名又は真実の成約価格を偽って報告し、又は誤魔化して報告し、不当な利益を追求し、社会公共の利益を不法に占有し、又は侵害する詐欺行為をいう。

「輸出入価格の偽装」については直接的な定義は設けられていないが、「税関査定条例」（国务院、1997 年 1 月 3 日から施行）、「輸出入関税条例」（国务院、2004 年 1 月 1 日から施行）第四章の「輸出入貨物関税の徴収」の関係規定、及び「税関輸出入貨物税金完納価格査定弁法」（税関総署、2006 年 4 月 1 日から施行）第六章「税金完納価格の査定確定」の関係規定によると、輸出入貨物に対し、

1. 税関は、納税義務者の申告価格の真实性、正確性を査定することができるのであって、税関は輸出入貨物を通関許可した日から 3 年以内に、又は保税貨物、减免税貨物の税関監督管理期間中に、納税義務者の会計帳簿、会計証憑、通関書類及びその他関係資料と輸出入貨物について調査を行うことができ、納税義務者の輸出入活動の真实性と適法性、具体的には輸出入申告価格の真实性や正確性も含めて調査を行うことができることをいう。
2. 輸出入申告価格に疑いがある場合は、税関は価格に対し質疑し、また納税義務者に証拠を挙げて証明するよう求めることができる。
3. 税関は納税義務者が申告した輸出入価格を受け入れず、直接に推測規則に基づき最終税金完納価格を確定することができる。
4. 輸出入貨物の通関を許可した後、税関が税金を少なく徴収し、又は徴収が漏れたことに気付いた場合、納税義務者に税金を追徴することができる。もしも納税義務者が規定に違反し、税金を少なく納付し、又は納付漏れがあった場合、税関は税金の追徴ができるだけでなく、滞納金を追徴することができる。
5. 輸出入過程で発生した違法行為に対し、税関は相応の処罰（例えば、罰金など）を科すことができ、犯罪を構成する場合（例えば、密輸罪など）は、さらに刑事責任を追及する。

輸出入価格偽装の実際の形態

中国税関が調査研究し、まとめたところによると、税関に重点的に監視される輸出入価格偽装の具体的な実際の形態には次のものが含まれる。

1. 保税区に登録した会社が、貿易会社に通関を依頼し、その後で買戻しを行い、再び人民元の価格で国内の買い手に販売したが、その通関価格が海外からの仕入価格だけであり、区内での

3. 以指定代理的模式，控制銷售商和國內銷售；
4. 將巨額中間費用轉嫁給國內公司承擔；
5. 報稅區內企業兼具境外跨國企業駐華代表處職能，部分未申報價款作為管理費用在境內充抵；
6. 廣告、推廣費用作為轉讓定價或支付差額貨款的名目或載體；等等。

需要指出的是，“轉讓定價”屬於較為常見的價格瞞騙方式：

1. 在進出口環節發生，主要由海關進行監管；
2. 而在其他交易環節發生，則主要由稅務主管部門進行監管。對此，請參見《關聯企業間業務往來稅務管理規程》（國家稅務總局，2004年10月22日修訂）。

簡要法律提示

1. 結合前述分析，需要指出的是，背景案例，就是在貨物放行後，由海關通過事後核對（對通關價格等的核對）發現並查處的。
2. 也就是說，對於企業而言，進出口貨物順利通關，並不代表該批次貨物的進出口事宜已經完全結束，並被海關完全認可。
3. 如果在貨物通關時，企業存在進出口價格瞞騙的行為，導致少納、不納稅款或偷逃外匯，那麼，海關有權通過事後核對（通常主要針對大額、特殊交易，有一定隨機性。同時，不排除因被舉報而引起）的方式，追繳稅款，並追究相關企業的行政責任，或者依法追究刑事責任。

實務中，除深圳海關外，其它地方各級海關也有可能開展類似的价格稽查专项行动，包括对保税区企业的一般贸易税后稽查等。因此，律師建議，從事貨物與技術進出口的企业，謹慎經營，合理和真實申報，避免承擔法律風險。

備注：

請點擊以下網址，查看相關法令的全文內容：

海關稽查條例

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/34c51d47.htm>

進出口關稅條例

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/2747/7ba37b9.htm>

海關審定進出口貨物完稅價格辦法

- 費用と利益が含まれないもの。
2. 「売り手による通関」方式で輸入し、価格を操作するもの。
3. 代理者指定のパターンにより、販売業者と国内販売を制御するもの。
4. 巨額の中間費用を国内の会社に転嫁するもの。
5. 保稅區內企業が國外の多國籍企業の在中國駐在員事務所の機能を兼ね、一部の未申告價格を管理費用として国内で相殺するもの。
6. 廣告、宣傳費用を定価の讓渡、又は差額代金の支払の名目又は手段とするもの。等。

指摘が必要なこととして、「定価の讓渡」が、比較的に見かけられる價格の偽装方式である。

1. 輸出入の段階で発生したものについては、主に税関が監督管理する。
2. 一方、その他の取引の段階で発生したものについては、主に税務主管部門が監督管理を行う。これについては、「關連企業間業務往來稅務管理規程」（國家稅務總局，2004年10月22日改正）をご参照いただきたい。

簡潔な法的コメント

1. 前述の分析をあわせ、注意しなければならないことは、背景の事例は、貨物の通関が許可された後で、税関が事後調査（通関価格等の調査）を通じて発見し、取り締まったものであるということだ。
2. それはつまり、企業にとっては、輸出入貨物が順調に通関したからといって、その貨物の輸出入が完全に終わり、税関から完全に認められたことを意味するわけではないということである。
3. 貨物の通関の際に、企業に輸出入価格偽装の行為が存在し、税金を少なく収めたり、納めなかったり、又は外貨を持ち逃げするといったことが存在した場合、税関は事後調査を通じ（通常は、主に多額で、特殊な取引を対象とし、それはややランダムなものである。これと同時に通報がもとで行われる可能性も否定できない）、税金を追徴し、またかかる企業の行政責任を追及し、又は法に照らして刑事責任を追及することができる。

實務においては、深圳税関を除き、その他地方の各レベルでの税関は類似した価格査定の個別の行動を展開する可能性があり、これには保税区企業的一般貿易後の査定も含まれる。したがって、貨物及び技術の輸出入を取扱う企業は、慎重に取扱い、適切かつ真実の報告を行うことで、法的リスクを避けるようにされたい。

備考：

關係する法令の全文をご覧になる場合は、下記 URL をクリックしてください。

税関查察條例

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/34c51d47.htm>

輸出入關稅條例

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/2747/7ba37b9.htm>

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=109219&str1=%CD%EA%CB%B0
关联企业间业务往来税务管理规程
http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=87266

(里兆律师事务所 2008 年 05 月 23 日整理制作)

税関輸出入貨物税金完納価格査定弁法
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=109219&str1=%CD%EA%CB%B0
関連企業間業務往来税務管理規程
http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=87266

(里兆法律事務所が 2008 年 5 月 23 日付で作成)